

## 感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	特定非営利活動法人 糸	種別	障害児通所支援
代表者	藪 卓史	管理者	藪 卓史
所在地	倉吉市上神 416-1	電話番号	24-5110

# 新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

## 第 I 章 総則

### 1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

### 2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

### 3 主管部門

本計画の主管部門は、特定非営利活動法人 糸とする。

## 第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

### 1 対応主体

管理者の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

### 2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者選定 <input type="checkbox"/> 体制整備 責任者：法人系理事長 藪 卓史 代行者：阪本 清美 <input type="checkbox"/> 意思決定者・担当者の決定 ・事業所意思決定者は、管理責任者 <input type="checkbox"/> 役割分担	様式 1
(2) 情報の共有・連携	<input type="checkbox"/> 情報共有範囲の確認 事業所内、当事者関係先事業所、中部保健局、市子ども家庭課 <input type="checkbox"/> 報告ルールの確認 ・こども発達サポート系管理責任者がまとめて対策本部に報告する。 <input type="checkbox"/> 報告先リストの作成・更新 作成後に変更・追加があれば適宜行う	様式 2
(3) 感染防止に向けた 取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 <input type="checkbox"/> 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 メディアを中心とした対応 <input type="checkbox"/> 基本的な感染症対策の徹底 マニュアルに沿った対応 <input type="checkbox"/> 利用者・職員の体調管理 ・検温と籍の有無等を中心に行う。 <input type="checkbox"/> 事業所内出入り者の記録管理 基本的に訪問行為や入室はご遠慮いただく形で対応していく	様式 3 様式 8
(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	<input type="checkbox"/> 保管先・在庫量の確認、備蓄 手指の消毒用のアルコールの在庫管理を徹底する <input type="checkbox"/> 委託業者の確保 特に必要を感じな罵、必要であれば対応していく	様式 6

<p>(5) 職員対応 (事前調整)</p>	<p><input type="checkbox"/> 職員の確保 週間ごとに、出勤可能な職員をリスト化し、グループ内で異動を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談窓口の設置 対策本部を窓口として対応する</p>	
<p>(6) 業務調整</p>	<p><input type="checkbox"/> 運営基準との整合性確認 国や県が示したガイドライン等に沿って対応</p> <p><input type="checkbox"/> 業務内容の調整 職員数に応じてヒヤリハットや事故が怒らないよう支援内容を変更する</p>	<p>様式7</p>
<p>(7) 研修・訓練の実施</p>	<p><input type="checkbox"/> BCP の共有 計画通り従業員が行動できるようにする為、常日頃から事業継続計画（業務継続計画ガイドライン）を従業者間で共有し、計画した BCP に漏れや改善点がないかを確認し、通常業務におけるリスク意識が向上する</p> <p><input type="checkbox"/> BCP の内容に関する研修 内容について精査研究を行い必要な研修を行う</p> <p><input type="checkbox"/> BCP の内容に沿った訓練 有事に迅速な対応ができるよう訓練・シミュレーション等の研修を行う</p>	
<p>(8) BCP の 検証・見直し</p>	<p><input type="checkbox"/> 課題の確認・定期的な見直し 精査後に提案された意見を確認し改善を図る</p>	

## 第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

### 1 対応主体

〇〇の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	藪 卓史	阪本 清美
医療機関、受診・相談センターへの連絡	藪 卓史	阪本 清美
利用者家族等への情報提供	樋口 雅恵	岡田 良子
感染拡大防止対策に関する統括	藪 卓史	阪本 清美

### 2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	<input type="checkbox"/> 管理者へ報告 ・管理者（施設長等）へ報告する ・管理者不在時は、代行者へ報告する  <input type="checkbox"/> 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 ・関係医療機関やかかりつけ医などの地域で身近な医療機関に連絡する。 相談先に迷った場合などは、最寄りの保健所に連絡する  <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 ・個人情報の取り扱いに注意する ・情報の共有は家族、事業所内・法人内の最小限に止める <input type="checkbox"/> 指定権者への報告 指定権者へ感染の疑いがある者の旨を連絡し、指示を仰ぐ。 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所への報告 相談支援事業所へ感染の疑いがある者の旨を連絡する <input type="checkbox"/> 家族への連絡 発熱等により感染の疑いがある旨を連絡し、初動対応について説明する	様式 2

<p>(2) 感染疑い者への対応</p>	<p>【利用者】</p> <p><input type="checkbox"/> サービス利用休止          感染の疑いがある利用者の安全が確認されるまではサービスの提供を休止とする。コロナ感染の際には 5 日間の利用の停止を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関受診          利用者・従業員問わず、発熱時には医療機関の受診を行う。</p>	
<p>(3) 消毒・清掃等の実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認          感染の疑いがある利用者が発生した場合には、感染有無に限らず、その日のうちに消毒用アルコール等を用いて消毒を行う</p>	

## 第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

### 1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	藪 卓史	阪本 清美
関係者への情報共有	藪 卓史	阪本 清美
再開基準検討	藪 卓史	阪本 清美

### 2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<p><input type="checkbox"/> 都道府県・保健所等と調整 鳥取県、倉吉市市、保健所等の関係機関との協議により、休業の可否を検討する</p> <p><input type="checkbox"/> 訪問サービス等の実施検討 休業の場合、訪問サービス、オンライン支援の選択制とする 鳥取県、倉吉市、保健所等の関係機関との協議により、安全が確認され次第、本来の来所による支援に移行する</p> <p><input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を要する場合には、相談支援事業所へ連絡の上、利用者の受け入れ先等の調整を行う</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明 文書またはメール（マチコミ）、電話にて説明をする 保健所等の関係機関からの指示を仰ぎ、感染者・濃厚接触者の最小限の情報に留め、利用者および家族へ休業の説明をする</p> <p><input type="checkbox"/> 再開基準の明確化 保健所等の関係機関と協議の上、安全が確認され次第再開する</p>	

## 第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

### 1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	藪 卓史	阪本 清美
関係者への情報共有	藪 卓史	阪本 清美
感染拡大防止対策に関する統括	藪 卓史	阪本 清美
勤務体制・労働状況	藪 卓史	阪本 清美
情報発信	藪 卓史	阪本 清美

### 2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力 濃厚接触者または疑いのある利用者および従事者は、様式 4_感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リストを作成し報告する <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ 感染拡大防止体制を整える為、感染対策の指示を仰ぎ、早急に感染拡大防止に努める	様式 4
(2) 濃厚接触者への対応	<b>【利用者】</b> <input type="checkbox"/> 自宅待機 国・県の定めたガイドライン等に従う <input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 ・自宅待機期間中に受け入れの調整をする <b>【職員】</b> <input type="checkbox"/> 自宅待機 国や県の定めたガイドライン等に従う	
(3) 防護具・消毒液等の確保	<input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認 消毒作業に必要な量の防護具・消毒液等を用意しておく <input type="checkbox"/> 調査先・調達方法の確認 防護具・消毒液等は地域薬局等から調達する	様式 6 様式 2



<p>(4) 情報共有</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 再感染者を発生させない為にも事業所、法人内の人物一人一人に情報の共有をしっかりと行う</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有 事案ごとに適切に行う</p> <p><input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 必要な情報をすぐに伝達できるような体制を整える</p> <p><input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有 場面ごとに必要な関係業者をリスト化する</p>	<p>様式 2</p>
<p>(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 労務管理 出勤情報の集約管理・欠勤加納生検時・シフト変更</p> <p><input type="checkbox"/> 長時間労働対応 長時間労働とならないよう勤務状況を確認するとともに、休憩回数を増やすなどの対策を行う</p> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション 職員の孤立化や孤独感を持たないよう、日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者がでないように努める</p>	
<p>(6) 情報発信</p>	<p><input type="checkbox"/> 関係機関、地域、マスコミ等への説明、公表、取材対応 法人管理責任者が全責任を持ってその都度対応する</p>	

<更新履歴>

更新日	更新内容
R4年7月31日	感染症発生時における業務継続計画作成

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」  
別添 Excelシート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

## (参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

○（各施設で必要なものを記載）